

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡市長 難波 喬司
(環境局廃棄物対策課)

一般廃棄物処理業等許可に係る制度の見直しについて

日頃より本市廃棄物処理行政に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 5 年度に改訂された静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき、次のとおり一般廃棄物処理業等の許可に関する制度の見直しを行いますので、関係する貴協会員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

1 一般廃棄物処理業の許可に係る見直し

(1) 一般廃棄物の中間処分業の許可について

《これまで》 新規許可は認めない。

《これから》 確実に一般廃棄物（家庭ごみ・事業ごみ）のリサイクルが見込める場合は新規許可を認める。

【具体的な基準】

○静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準 4 (2)

静岡市一般廃棄物処理基本計画第 3 章基本施策 3 施策 2 ⑤の処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であるとして許可を認める場合は、再生利用のために一般廃棄物の処分を行う場合であって、次のいずれにも該当するときとする。

- ア 当該処分が廃棄物の再生利用の方法として通常行われているものであり、処理過程や処理後物の取引市場等が確立されていること。
- イ 処分する一般廃棄物の大部分が再生利用されること。
- ウ 一般廃棄物を安定・継続的に再生利用し得る具体的な処理計画を有すること。
- エ 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）において処分を行うこと。

(2) 一般廃棄物の収集運搬業の許可について

ア「事業系一般廃棄物」の収集運搬業の許可について

《これまで》 新規許可及び既存許可業者の増車は認めない。

《これから》(1) の処分（再生利用）施設に運搬する範囲で新規許可及び増車を認める。

【具体的な基準】

○静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準 3 (2)

イ 静岡市一般廃棄物処理基本計画第 3 章基本施策 3 施策 1 ②の収集された廃棄物が最終的に有効利用（活用）されることが確実であるとして許可を認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (ア) 事業系一般廃棄物を再生利用するために 4 (2) の基準に適合する処分施設まで運搬する場合（市内に収集又は運搬に係る事業場を有する者に限る。）

イ「一時多量ごみ」の収集運搬業の許可について

《これまで》 新規許可及び既存許可業者の増車は認めない。

《これから》 事業系一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する者が、既存の許可車両台数の範囲内で新たに一時多量ごみを取り扱う場合は、新規許可を認める。

(注) 一時多量ごみ：引っ越しごみなど一時に多量に発生する家庭ごみ

【具体的な基準】

○静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準3（2）

ア 静岡市一般廃棄物処理基本計画第3章基本施策3 施策1①の一時多量ごみに係る許可を認める場合は、本市の収集運搬業の許可（取り扱う廃棄物の種類に事業系一般廃棄物を含むものに限る。）を有する者が、既に許可を受けている車両台数の範囲内において新たに一時多量ごみの収集又は運搬を行う場合とする。

2 一般廃棄物処理施設等の設置に係る見直し

（1）事前手続制度の創設

一般廃棄物処理施設等の設置等をしようとするときは、施設設置者は、法定の許可申請等の手続の前に、事業計画書の提出、住民説明会の開催などの事前手続を実施するものとします。（概要は、別紙のとおりです。）

なお、過去に事前手続に相当する手続を実施している場合等においては、事前手続を要しないものとします。

（2）施設の立地、構造及び維持管理に関する基準の創設

一般廃棄物処理施設等の設置者は、施設の設置に当たり、立地、構造及び維持管理に関する基準を遵守するものとします。

3 見直し実施時期

令和5年11月1日から

4 その他

制度見直しの詳細や許可申請の手続等については、担当までお問合せください。

（問合せ）

静岡市 環境局 廃棄物対策課

許可審査係

電話：054-221-1363

一般廃棄物処理施設等の事前手続の概要

1 対象施設

- ① 法(※1)第8条の許可が必要な一般廃棄物処理施設(※2)
(※1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下同じ。)
(※2) 1日当たりの処理能力が5t以上(焼却施設の場合は200kg/h以上又は火格子面積2㎡以上)
- ② 法第8条の許可は不要な一般廃棄物処分量の用に供する施設

2 事前手続の対象となる場合

- ・対象施設を設置するとき
- ・既存施設が対象施設に該当するものになるとき
- ・対象施設の処理能力が10%以上増加するとき
- ・対象施設において処理する一般廃棄物の種類が増加するとき
- ・対象施設の設備、構造又は位置を変更するとき(生活環境への影響が増加する場合)

3 事前手続の流れ

事業計画書の提出

事業者は、法に基づく許可申請等に先立って事業計画書を市に提出

事業計画書の縦覧

市は、必要な手続後、事業計画書を1か月間縦覧

住民説明会の開催

事業者は、縦覧期間内に設置予定地の周辺住民等に対して説明会を開催

意見書の提出

生活環境保全上の見地から意見を有する者からの意見書の提出(縦覧期間+2週間の間に提出)

見解書の提出

事業者は、意見書に対する見解書を市に提出

4 市による勧告

事業者が事前手続に関する規定を遵守していないときは、市は、事業者に対し勧告できる。

5 協定の締結

事業者は、周辺住民等から協定の締結を求められたときは、誠実に対応するよう努める。